

## 人身取引や売春からフィリピン人海外興行出演者を守る Nharleen Santos Millar さん（フィリピン）

メアリー・ジョイの夢は教師になることです。貧しく、就業機会が限られているため、エンターテイナー（興行出演者）として働くため来日しました。給料の支払いを止められたり、契約を打ち切られたりするのを恐れて、客と出勤前のデートに応じるよう言われても、断ることができなかつたと昔を語ります。また、客の気を引くためにきわどい衣装を無理やり着せられることもありました。

リディアは、プロ歌手として来日しました。他のフィリピン女性同様、日本でお金を稼いで両親に送金したいと思ったのです。バーの支配人が契約規定を守らなかった項目がたくさんあったと嘆きます。急な公演や店の掃除といった、契約に反する業務まで仕事として追加されました。

この2人のフィリピン人女性の話は、フィリピンやその他の国から来日して人身取引や売春の犠牲者になった若い女性たちのケースと大差ありません。本国できちんとした働き口があったなら、こんな目にあうことはなかったでしょう。一方で、女性の搾取防止のため、海外労働者に対する保護対策が必要であり、そのためには送り出す側と引受ける側、両国の協力・協働が求められます。

人身取引問題は、性差による不平等や、家庭や社会における因習的な女性の役割という背景の中で見ていかねばなりません。性差のある労働市場の出現、世界的な女性移民労働者の増加が、現在の移民パターン、すなわち、女性の人身取引、家内労働・奴隷や奴隷に近い身分の婚姻、売春やその他の性的搾取のための取引をもたらしているのです。

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」が、「人身取引に関する議定書」も含めて採択されたことは、人身取引被害者の人権保護推進のための大きな1歩となりました。2001年10月にフィリピン政府も、「人身取引に関する議定書」批准国の仲間入りを果たしました。また、2003年5月には共和国立法9208号「2003年人身取引禁止法」が成立しました。フィリピン人身取引禁止法は、女性や子どもを人身取引から守る法律としては、最も包括的で進歩的な法律のひとつといえます。

一方、日本側でも、2004年12月、国会が「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成16年6月2日法律第73号）」を施行しました。これは、国内での不法な人材調達と人身取引の阻止を目的としています。新入管政策は、「興行」身分で入国する者の就労許可条件を改正し、その興行出演者が関連学校で2年の芸能教育を受けたか、ま

たは、日本以外の国で2年の芸歴があることが要求されます。すでに日本に入国し、現在、法を遵守して働いているフィリピン人には適用されません。

人身取引問題に取り組んでいる非政府組織（NGO）は、今回の改正を機に、日本で働くフィリピン人興行出演者が遭遇する、さまざまな問題を明らかにしようとしています。その調査で、入国ルートが合法であるにもかかわらず、人身売買や売春は起きていることがわかりました。これらのNGOは、今回の日本の新入管政策が、芸能娯楽興行界の強化と専門化につながり、この業界のもつ良からぬ搾取の撲滅に結びつくと信じています。

2005年2月、人身取引と移民問題に取り組むNGOネットワークが、今回の日本政府の入管政策と、それがフィリピン人興行出演者に与える影響について、公開意見交換会を催しました。ゲスト・スピーカーのひとりとして招かれた、在フィリピン日本大使館公使が、日本の人身取引防止対策行動計画の概要を話されました。「この行動計画は、人身取引問題解決のために日本政府側が取った重要な措置です。」とのご発言でした。

人身取引抑止のための国家介入の進展として、最近、グロリア・アロヨ大統領が2005年2月、人身取引問題特別専門委員会を設置する大統領令第406号を発令しました。委員会は、今回の新入管政策の影響を受ける来日フィリピン人興行出演者の地位と福祉に関し、日本国当局と対話を通じて友好的で誠意のある関係を構築することを、主要業務とするものです。

日本・フィリピン間で相互に対策の強化がなされ、海外興行出演者の尊厳保護及び日比両国間の相互協力改善のための、より良い擁護策が適用されることが期待されます。